

## 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始について

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2023年8月22日

愛知県知事 大村 秀章

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

ジブリパーク長寿命化計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

募集要項 別紙1「特記仕様書」のとおり

#### (3) 履行期限

契約締結日から2024年3月21日まで

### 2 手続参加資格要件及び技術者資格要件

#### (1) 手続参加資格要件

技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に要求される要件は以下のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和4年度及び5年度の愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の入札参加資格者名簿に登録されており、営業所の業種が「建築設計」として登録されている者であること。

ウ 参加表明書の提出日から対象業務の見積り日までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 参加表明書の提出日から対象業務の見積り日までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

#### (2) 技術者資格要件

配置予定技術者に要求される要件は以下のとおりとする。

ア 管理技術者は、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会、一般社団法人ニューオフィス推進協会、公益社団法人ロングライフビル推進協会が認定する「認定ファシリティマネジャー」の資格を有する者であること。

イ 主たる担当技術者は、公益社団法人日本建築積算協会が認定する「建築コスト管理士」の資格を有する者であること。

ウ 管理技術者、担当技術者のうち少なくとも1名は、建築士法に基づく「一級建築士」の資格を有する者であること。

### 3 技術提案書を特定するための評価基準

提案者の業務実績、予定技術者の経験及び能力、業務実施方針及び技術提案、社会的取組の実施状況について評価する。

## 4 手続等

### (1) 担当部局

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
愛知県政策企画局ジブリパーク推進課調査・企画第一グループ  
電話 052-954-6874  
電子メール ghibli-park@pref.aichi.lg.jp

### (2) 募集要項の配布期間及び場所

#### ア 配布期間

2023年8月22日（火）から2023年9月20日（水）までの午前9時から午後5時まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

注）募集要項等は愛知県ウェブページにも掲載します。

#### イ 配布場所

4(1)に同じ

### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

#### ア 提出期間

2023年8月23日（水）午前9時から2023年9月5日（火）午後5時まで。（休日を含まない。）なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### イ 提出場所

4(1)に同じ。

#### ウ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、5(7)のとおりとする。（以下同じ。）

### (4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

#### ア 提出期間

2023年8月23日（水）午前9時から2023年9月20日（水）午後5時まで。（休日を含まない。）なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

#### イ 提出場所

4(1)に同じ

#### ウ 提出方法

参加表明書を提出した者は、募集要項に基づき技術提案書を作成し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出することができる。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、5(7)のとおりとする。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
4 (1)に同じ。
- (4) 2 (1)イに掲げる入札参加資格の認定を受けていない者も4 (3)により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 技術提案書のヒアリングを行う場合がある。
- (6) 詳細は募集要項による。
- (7) 電子メールを利用して書類を提出する場合、件名欄には「【長寿命化プロポ】〇〇〇について (会社名)」と記載すること (〇〇〇には、例えば、「技術提案書の提出」等、内容が分かるよう記載)。添付ファイルの大きさは7Mb以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡すること。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなす。